

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年10月11日

時 間：原子力発電所等に関する

特別委員会終了後
郡山市大槻町北公民会館

開 議 午後零時59分

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
教育長	庄野富士男
参事兼総務課長	滝沢一美
参事兼生活環境課長	緑川富男
都市整備課長	高野善男
総務課主幹兼課長補佐	菅野利行

生活環境課主幹 兼 課 長 補 佐	渡 辺 弘 道
環境省大臣官房 審 議 官	奥 主 善 美
環境省中間貯蔵 施設チーム長	藤 塚 哲 郎
環境省福島環境 再 生 事 務 所 放射能汚染対策課	松 永 曉 道

職務のための出席者

事 務 局 長	角 政 實
事務局庶務係長	原 田 徳 仁

付議事件

1. 中間貯蔵施設について
2. 双葉地方広域市町村圏組合全員協議会における検討事項について
 - (1) 南部衛生センターの焼却灰の仮置き場について
 - (2) その他
3. その他

開会 (午後 零時 59分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

出席議員は14名であります。

町執行部からの出席者は、町長、総務課長、生活環境課長、都市整備課長であります。

また、本日は中間貯蔵施設について説明をいただくため、環境省より大臣官房審議官の奥主善美さんを初め、担当者の皆さんにおいていただいております。

次に、職務のための出席者は議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は双葉地方全ての町村に説明を終えていないこともあり、非公開で進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、非公開にすることに決します。

ここで、町長に出席いただいておりますので、挨拶をいただきます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 午前中の特別委員会に引き続きの全員協議会、大変お疲れさまでございます。

本日の全員協議会は、中間貯蔵施設の概要等について環境省より説明を受け、ご協議いただくものでございますが、今後とも議会と一体となり、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

この件については、1ヶ月以上もうたちますか、双葉郡の町村長会議でこの取り扱いについていろいろと慎重審議いたしました。その中で、まず各8町村個別にお話を聞くだけ聞こうということで一致しました。これ新聞等にもご案内のとおりでございまして、これが本日に至ったということでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

なお、管理型処分場の当町への設置については、一応の要請は受けておりますが、現在のところ進展がなく、今後内容が提示された際には皆様と十分に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。詳しくは環境省の担

当者より説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、話は別なのですが、過般の臨時議会で災害復興計画、さらにはいわゆるこの宣言ですね、宣言文、これも両方議決していただきました。ありがとうございました。これに伴いまして、前の予定どおり議員の皆さん一緒になって関係大臣、総理大臣も含めてこの宣言文を持ちながら要望活動をしたいということでございました。ただ、時期的にはちょっと若干おくれましたが、これは内閣改造もありましたし、党の役員人事もありました。そういう関係でおくれたことは我々のほうではなくて先方の事情ということでご理解いただきたいと思います。

それで、日程調整を今までしてきましたが、15日に内定いたしまして、来週月曜日、ただ各大臣等との日程の時間調整がまだ決定しませんので、うちのほうにまだファクスは届いていませんが、15日に決定しましたので、どうか皆さん方にはご同行をしていただきまして要望を展開していきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げまして挨拶といたします。

以上ですけれども、お願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

議員の皆さんにお断りを申し上げます。町長には公務により退席することをご理解を賜りたいと思います。

早速付議事件に入りますが、まず奥主大臣官房審議官よりご挨拶をいただき、その後本日説明のために出席いただきました皆さんに簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

なお、議員の皆さんに申し上げます。環境省からの出席はお手元に配付した名簿のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、奥主官房審議官、お願ひいたします。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君）　ただいまご紹介にあずかりました環境省大臣官房審議官の奥主と申します。放射線除染及び中間貯蔵施設の担当をさせていただいております。

改めまして、本日はこのような機会を設けていただきまして本当にありがとうございました。環境省といたしましては、政府一丸となりまして福島県の放射能除染

対策等に取り組んでいるところでございますけれども、いまだ不十分なあるいはおくれているところもございます。そういういたところは非常に反省をしつつ、全力を尽くしたいと思っております。そういう過程におきまして、この中間貯蔵施設といいますのが除染を進める上でも非常に重要な施設だということで私ども考えているところでございまして、ぜひともその設置に向けてご理解を賜りたいというようなことでこのような機会等をいろいろつくっていただきまして、内容等につきまして説明をさせていただければというふうに思っておるところでございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） どうぞ。

○環境省中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲郎君） 環境省で中間貯蔵施設を担当しております藤塚と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（松永暁道君） 環境省の福島環境再生事務所の松永といいます。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、付議事件1、中間貯蔵施設についての件を議題といたします。

奥主大臣官房審議官より説明を求めます。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） それでは、今お手元にお配りしております青い表紙の説明資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

一言お断りさせていただきますけれども、今この双葉8カ町村のほうに順次説明回っているところでございます。まだ全部回り切っておらないものでございますので、この資料につきましては現段階でまだ非公表というような形で取り扱い方よろしくお願ひしたいということをご理解願いたいと思います。

それでは……

〔「審議官、座つたらいいです」と言う人あり〕

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） はい。では、直接着席させて説明させていただきます。

○議長（宮本皓一君） はい、座って説明してください。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） 済みません、では早速説明させていただ

きます。

説明資料でございますが、1枚繰っていただければと思います。資料1、中間貯蔵施設の概要というところでございます。中間貯蔵施設につきましては、福島県内で除染等に伴いまして生じる土壌や廃棄物がこれから膨大な量になろうかというふうに推定されております。中間貯蔵施設は、これらを最終処分するまでの間、安全に集中的にその管理、保管する施設ということで位置づけさせていただいております。

その中間貯蔵施設のことでございますけれども、まず次の2つ目のポツのところでございます。施設の確保及びその維持管理は国が責任を持って行うということでございます。

次の3つ目のポツのところでございます。私どもといたしましては、この除染を進めていく上で、今除染が進んだところから仮置き場におきまして除染廃棄物等が一時保管されているわけでございますけれども、そういったところから速やかにその搬入、この中間貯蔵施設に搬入して、結果として除染を少しでも早く進めたいというふうなことを考えておりまして、これは政府の考え方でございますけれども、仮置き場の本格搬入開始から3年程度、平成27年1月を目指して施設の供用を開始したいというようなことで最大限努力を行いたいというふうに考えているところでございます。

4つ目のポツのところでございます。運び込まれる土壌、廃棄物は当然福島県内のものに限定ということでございます。除染に伴いまして生じた土壌でありますとか草木、落葉、落枝等を運び入れるとともに、上記以外の廃棄物、放射能濃度10万ベクレルを超える廃棄物を想定しておりますが、そういったものを運び込むというふうなことを想定しております。

最後のポツでございますけれども、これはあくまでも中間貯蔵でございますので、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外でその最終処分を完了するというふうなことを考えております。これにつきましては、7月に閣議決定をされました福島復興再生基本方針におきましても明記させていただいたところでございますけれども、さらに制度的に担保をしっかりとするというふうなことを目指しております、今後法制

化することとしたいというふうに考えているところでございます。

以上が中間貯蔵施設の概要ということでございます。

次のページを1ページお開きいただきたいと思います。2ポツの中間貯蔵施設を構成する主な施設ということでございます。前のページでご説明申し上げましたように、中間貯蔵施設は放射性物質を含む土壌や廃棄物の貯蔵を行うということが目的でございますけれども、それだけではなくて、さまざまな機能を有する施設から構成されるものというふうに考えているところでございます。汚染土壌や廃棄物等貯蔵いたします貯蔵施設本体のイメージは、そのページの真ん中あたりに四角で囲ってある貯蔵施設のイメージ図というところにも掲げているところでございます。それで、上のところでございますが、なるべく早く使用できるようにするために順次完成した区画からその廃棄物等を運び込むと、供用を開始できるようにセル方式を採用したいというふうに考えているところでございます。また、そこにありますように遮水工等放射線の防護対策を講じることはもう当然のこととございますけれども、これにつきましてはまた後で詳しく説明させていただきたいと思います。

構成するその他の施設でございますけれども、そこの2ポツのところの1つ目の丸のところにありますように、まず汚染土壌等を貯蔵するための貯蔵施設本対以外に、貯蔵に関連する施設といたしまして、当然福島県内からトラック等で運び込まれるわけでございますけれども、そういうものの、放射性物質の濃度でありますとか、燃えるものか、燃えないものであるか等に応じた分別を行うための受け入れ分別施設でありますとか除染で発生した草木、汚泥等を減容化するための焼却施設等をつくるというふうなことを考えております。当然のことながら、空間放射線や地下水のモニタリング、これはまさに放射線対策を行うために非常に不可欠のものでございますので、何かあったときにはすぐ対応できるように常時のモニタリング施設といった施設をつくりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、直接貯蔵に関連する施設というわけではございませんけれども、そこの2ページの最後から2つ〇がございます貯蔵する土壌や廃棄物の最終処分に向けた減容化技術等の研究開発を行うための研究施設でありますとか、その施設の運営について透明性を確保するためにどういったところから土壌が運び込まれて、今どう

いうような状態になっているかというふうなことを情報発信するための情報公開センターといったものを考えています。これらの施設を適切に配置しまして、できる限り単なる迷惑施設というふうなことではなくて、地元の雇用等に貢献できるような施設にできればというふうに考えているところでございます。

次のページ、3ページのところでございます。これにつきましては、ただいまご説明いたしました施設で構成される中間貯蔵施設の現時点でのイメージ図、全くのイメージ図というふうなことで考えているところでございます。これはご参考までにご覧いただければというふうに思っているところでございます。

次に、1ページお開きいただきたいと思います。4ページ目は先ほど説明させていただきました福島復興再生基本方針の関連部分の抜粋でございます。アンダーライン引っ張ってあります④のところがその閣議決定されたところの部分なのでございます。これに加えまして、今法制化もさらに行うというふうなことで検討しているということでございます。

次のページでございます。5ページでございます。資料2というところでございます。中間貯蔵施設の安全性の確保というところでございます。これ放射能に汚染されました土壌等を搬入する施設でございますので、放射線に対します安全性の確保というのは施設建設の上ではもう大前提ということでございます。1ポツの覆土等による放射線の遮蔽というところにありますその表、覆土等の厚さと遮蔽の効果というところの表をごらんいただければと思います。そこで書いてありますように覆土、土で覆うでありますとかコンクリートで覆うといったようなことでどれだけ放射能が低減されるのか、遮蔽されるのかというふうなことの表を掲げております。これは、JAEAの研究データに基づくものでございます。ここでありますように30センチ、例えば30センチのコンクリートであれば約99%、30センチの覆土であれば約98%減ということでございます。このように中間貯蔵施設で放射線に汚染された土壌等を運び込みましても、十分な覆土等をすることによりまして中間貯蔵施設近傍での放射線量というのは低減させることができると、運び込まれたものがそのまま空气中に出ていくといいますか、空間線量率として空間に影響させるというようなことはなく低減させることができるというふうに考えているところでございま

す。

こうしたデータをもとにいたしまして、施設の構造でございます。2ポツの安全確保のための措置というところでございます。①、放射線の遮蔽、②、放射線物質の流出防止、③、モニタリングというふうな3つの観点から安全対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。その2ポツのところの図がありますが、図として中間貯蔵施設のイメージ図というところをごらんいただきたいと思います。左側のほうに溶出性対応型施設の例というふうなことがございます。これは、主に焼却灰を運び込む、つまり焼却灰を想定しているものでございます。これにつきましては、その周りをコンクリートで囲みまして、放射線の遮蔽や放射性物質の流出を防止するための構造としたいというふうに考えております。それで、先ほどご説明申し上げたセル方式、できたところから順次廃棄物等を搬入することといたしますので、その搬入が終わりますと上はふたで覆って、要するに周囲を囲むというふうなことに対するわけでございますけれども、搬入中につきましても、そこの三角屋根みたいなところの覆いをさせていただいているような部分ございますけれども、このように屋根で覆うなど、雨水が流入しないようにしたいというふうに考えているところでございます。その右側の非溶出性対応型施設の例というところでございます。これは、土壤、汚染土壤を念頭に置いているものでございます。これにつきましても、覆土をして周囲に遮水工施工をするなどして放射線の遮蔽及び放射性物質の流出防止を図るというふうな構造にしたいというふうに考えております。

また、いずれの場合におきましても、この図のところで隅っこのほうに放射線の監視というところで地上にモニタリングポストみたいなものを描かせていただいておりますけれども、万が一の場合に備えまして常設のモニタリング施設、空間だけではなくて、この図の真ん中にあります井戸を、ボーリングの穴みたいなところありますけれども、そこで使いまして、地下水中の放射性物質の監視でありますとかというようなことを常に行っていくための施設を設けたいというふうに考えているところでございます。

3ポツでございますけれども、当然ながら設置に際しましては津波、地震に対し

ますハード面、ソフト面の安全確保を図っていきたいということでございます。これまた後ほどの調査項目等のところでも述べさせていただきたいと思いますけれども、過去の地震等の把握でありますとかそれをもとにいたしました津波高でありますとか、どこまで津波が遡上していくのかとか領域の把握などを行いまして、それに対応いたしました施設の構造の強化に万全を期したいというふうに考えているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。6ページのところでございます。4ポツ、放射線、地震、津波に対して検討する安全対策例ということでございます。先ほど述べました地震の構造上の強化みたいなものは、いわゆる施設のハード面のことでございます。当然のことながら、その施設を運営する上でのソフト面でのこともいろいろ考えていかなければならない、当然考えなければならぬというふうに思っております。それについての今考えているところの項目を掲げさせていただいているのがこの表のところでございます。工事段階、あと施設が完成した後の維持管理、施設の維持管理していく段階、当然その完成した施設等に汚染土壌等を運び込むという運搬段階の3段階があろうかと思いますけれども、例えばその工事段階におきましては、当然あそこは工事しますので、土をほじくり返したりするわけでございますので、汚染土壌、汚染地域でございますが、汚染土壌等が出てくるわけでございます。そういう汚染土壌に対しまして、飛散しないようにあるいは漏出しないように遮蔽をするようなことによって周辺住民と、またそのまさに工事をしている作業員の安全確保というのはどういうふうに図っていくかというようなことを考えなければならないことだと思います。当然のことながら、日常というところ、工事の日常のところに一番下のポツにありますように計測による安全生の確認ということで、工事をする最中も常にモニタリングをして、空間線量率に変更がないかどうか常にウォッチしながら工事を進めていくというふうなことが必要にならうかと思いまして、そのための対応を考えていきたいということでございます。

あと維持管理のところでございます。施設が完成した後でございます。当然のことながら、先ほど説明しましたように施設といたしましてモニタリング、監視ポストみたいな常設のモニタリング施設をつくるわけでございますので、そういうた

とで24時間モニタリング等の施設の安全性を確認していく等を行っていく、特に従業員等の教育の実施等を行っていくというふうなことでございます。

あと運搬段階におきましては、これは3カ所、今お願いしておりますのが双葉、大熊、楓葉の3カ所でございますけれども、そこから、福島県内から運び込まれるトラックのその運搬中、もしくはさらに中間貯蔵施設に行きまして、そこから分別してその施設に搬入するというふうな工程が必要になりますので、そういったところも当然飛散したりしないようにあるいは漏出したりしないようにというふうなことを考えていきたいというふうに思っております。あと運搬のところの升の最後の1つのポツでございますが、効率的な運搬計画の立案というふうなことでございまして、福島県内各地から運び込まれるものでございまして、恐らく膨大な量になろうかと思います。そういう膨大な量を運ぶまでのトラック等の運搬計画がスムーズにいくような計画をとにかく立案していかなければならないというふうに考えてございます。

あと地震、津波のところは大体共通でございますけれども、工事段階におきましては地震が起こった場合等、日常の段階ではそういうマニュアルでありますとか訓練というところでございますけれども、発生におきましては、情報収集とか自治体へのどんな被災状況なのかという連絡体制とか連携の確保みたいなことを考えなければならないと。その段階で、今回の事故のあれでも地震等ありましたけれども、そういう通常の通信手段が通じなくなつた場合どうするのかも含めてしっかり検討していかなければならぬというふうに考えているところでございます。

このように維持管理のところも大体基本的には同じような、運搬でも同じような状況で同じような体制を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、7ページのところをごらんいただければと思います。資料3でございます。中間貯蔵施設の敷地における放射線量の推定というものでございます。これは、同じくJAEAが実施しました汚染土壌の除染領域と線量低減効果の検討というデータがありますものですから、それを参考に放射線量について検討を行つたというものでございます。この四角で囲つてある部分の下に右下がりの折れ線グラフみたい

な図が、表があろうかと思います。覆土厚さと線量率低減比の関係と表されているものでございます。これにつきましては、搬入される土壌の平均、これ濃度を4万ベクレルと仮定いたしますとそこから、4万ベクレル、土壌からの放射線量、空間線量が大体20ミリシーベルト、年間20ミリシーベルトというふうに推定されるところでございます。J A E Aが実施しましたこのデータによりますと、覆土、土で30センチいたしますと遮蔽効果が99%あるというふうなデータがございますですから、そうしますと30センチの覆土といいたしますと地表上では年間0.2ミリシーベルト程度まで低減されるというふうに推定されることになろうかと思うわけでございます。こうしたことを踏まえまして、ちょっと一番下のこの3つの図が掲げられているところごらんいただければと思います。一番左側が一面焦げ茶色といいますか、の図のところがあります。これが仮に今汚染、中間貯蔵施設を設置する前に汚染された地域ということで、これを仮に100ミリシーベルト、年間100ミリシーベルト汚染されている地域に施設をつくるというふうなことを仮定させていただいているところでございますけれども、そうした場合に、当然のことながら工事をするに当たりましては作業員の安全確保等図るためにも徹底的な除染をする、田であろうが森林であろうが、とにかく根こそぎ汚染土壌をはいで工事をするというようなことになりますから、結果として除染されるというふうなことになるわけでございます。こうしたことで、施設の設置範囲のところは除染されて一気に放射線量は下がるというふうなことになります。そこに先ほど言いましたように4万ベクレルのその土壌を搬入するというふうなことをしますと、30センチの覆土をするというようになりますと、敷地内のその放射線量は計算上は年間0.2ミリシーベルトというふうに下がることにはなるわけでございますけれども、ただその施設、この周辺ですね、中間貯蔵施設のその施設外のところは除染とかはもうしないというふうに……しませんので、そこから結果として放射線の影響があるというふうなことになりますものですから、0.2ミリシーベルトまでは下がることはありますんで、そこでちょっと前後して申しわけございませんが、真ん中のこの右側の図で双曲線のグラフが掲げられているところの図をごらんいただきたいと思います。表題といたしましては、敷地中心からの距離と放射線量の関係というところでございます。周囲か

らの影響を受けまして、施設範囲のところは中心部でやると大体年間10ミリシーベルトまで影響ありまして、その敷地境界近傍では20から50ミリシーベルト程度というふうに推定をされるというふうなことでございます。これ皆さん方にとっては言葉は非常に失礼になるようなことになるかもしれませんけれども、あくまで中間貯蔵施設が設けられることによってさらにその周囲の環境が悪化というするというふうなことではなくて、むしろ周辺の放射線量を押し上げるということではなく、放射線量の低減に資するというふうな、結果として資するというようなことをもできるのではないかというふうに考えているところでございます。

次に、資料4の1、ページ繰っていただきて9ページのところでございます。これにつきましては、8月19日、8プラス1プラス1の会議におきまして環境省のほうからお示しした調査候補地点、あくまで調査候補地点でございます、その12カ所につきまして説明をさせていただければというふうに思っております。設置候補地といたしましては、その①から⑤まであります。要素といたしまして、除染に伴います土壤や廃棄物の搬入、分別、減容化、貯蔵等に必要な敷地面積を確保できるようなものであるところ。あと各地から除染土壤の指定廃棄物等を効率的に搬入するため、これらが大量に発生する地域になるべく近いものであること。あと主要幹線道路、トラック等で運び込みますものですから、そういう国道6号線でありますとか、今全線開通に向けて、来年6月までには除染を終えまして、そこから工事をしましてできるだけ早く全通を目指したいと思いますけれども、全線開通を目指すべく取り組んでいる常磐道とか、そういう意味でアクセスが容易であるようなこと等を勘案いたしまして、ここの3カ所、双葉町の福島第一原子力発電所の北側、大熊町の第一原子力発電所南側、楢葉町の第二原子力発電所南側を候補地として環境省として選定をさせていただいております。これらの中から以下の要件を考慮いたしまして、谷地形や台地、丘陵地などの現地形の有効活用、できる限り地形の改変を伴わないようなものとか、あるいは既存施設の利活用ができるようなもの等々を考慮いたしまして、次のページ繰っていただければと思いますけれども、中間貯蔵施設に係ります調査候補地等ということで、この赤い橢円形の丸でくくっております①から⑫までの候補地を調査候補地として提示させていただいたのが8月19日

でございます。これにつきまして、それぞれの理由のところでございますけれども、次の見開きになっているところでございますが、11ページ、中間貯蔵施設に係ります調査候補地の選定理由というふうなことを掲げさせていただいております。双葉町から大熊町、楢葉町というところでございます。例えば大熊町でいいますと、③のところですが、地下水位が低くて平たんで施工性が高いなど地形的に有利性が高いありますとか、あるいは⑥でありますれば同じく地下水位が低く平たんで施工性が高いなど地形的に有利性が高いようなところ、さらにここは工業団地等がありますから、そういう建物で搬入された廃棄物もその施設の中で一時置き場みたいなものでも活用できないかと、今活用可能な既存の施設だとかがあるとか、そういういったようなものから選ばせていただいたものでございますし、⑪のところであれば、その地域の代表的な谷地形ということで、そこに埋め込む形で地形をそんなに変えずに工事もしないで搬入できるとか、そういうようなことで選ばせていただいたというふうなものでございます。楢葉町の⑫のところも同じような地域の代表的な谷地形でありますとか、そういうような理由で一応候補地として選定させていただいたところでございます。

それで、搬入予定地域等のところでございます。福島県内から運び込まれるものでございます。搬入予定地域につきましては、同じく8月19日の8プラス1プラス1で案を環境省側の案というふうに示させていただいたところでございます。双葉町におきましては、基本的に浜通りの北側、あと楢葉町におきましては浜通りの南側、いわき市、広野町、楢葉町。あと大熊町におきましては、それ以外の地域というふうなことを考えています。これにつきましても、今現地調査に入らせていただけおりませんものですから、南北に走ります国道6号、東西に走ります国道288号線などの交通網を考慮いたしまして案を作成させていただいたものでございます。ただし、繰り返しになりますけれども、これらのあくまでも調査候補地の選定というようなことでございますけれども、先ほども言いましたようにまだ現地調査に入らせていただけおりませんものですから、これらの選定はあくまでも既存の文献やそのデータ、地図情報に基づくものであります。本当に立地が可能なのか、例えば先ほど地下水位が低いとかというようなことを言いますけれども、地図上から例

えば台地形なので、ここは低いのではないかとか、そういったようなことから選ばせておりますですから、本当にそうなのかとか、あるいはまたさらにこの楕円形で囲ってあるところのより詳細な施設の区域の範囲はどこまでなのかというようなことにつきましては、現地を調査させていただかないと正直なところ本当にわからないことでございます。そのためにも、議論を進めさせていただくために今回候補地につきまして地質調査を初めといたします現地調査をさせていただきたいと、ぜひとも必要であるということでお願いをしているというところでございまして、今福島県のほうで扱っていただいているというふうなところの状況にあるわけでございます。

次に、12ページ、最後のページをおめくりいただきたいと思います。資料5のところでございます。調査内容についてどんなことを考えているのかというようなことを説明したいというふうに考えております。調査項目につきましては、この表の真ん中の欄のところで調査項目の欄のところに掲げさせていただいております。まず、何はともあれ事前現地調査といったものをご了解いただければ、現地に入らせていただきまして、一番上の欄のところでございますが、現地踏査をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。これによりまして、ボーリング調査をどこでしたらいいのかというようなその地点の選定を行いたいというふうに考えておりまし、また地図上でははつきりしない、川とかありますれば地図の上に載っかっているところだと思いますけれども、そこでは十分把握できない、例えば水路でありますとか涌き水とか、そういったようなところといったような状況について把握をするあるいは地質の分布状況を把握させていただいて、本当に施設の立地に適当か否かの基礎的な判断材料を得たいというふうに考えているところでございます。

次の段階でございます。次の下のボーリング調査のところでございます。これにつきまして、本当に地質がどんな状況なのかあるいは地下水位の高さ、あるいは地盤のかたさがどうなのかとかといったことを把握させていただきたいと。これによりまして、本当にそもそも立地が適当なのか、つくれるのかどうかというようなことあるいはどこまで掘削できるのか、土壤等運び込むためどこまで掘削できるのか、

あるいはそれをするための工事方法といいますか、施工方法はどういうふうにしていったらいいのか等を把握したいと。こういう掘削の深さとかがわかれれば、それぞれの施設の地点でどれだけ汚染土壌等が収容できるのか、そういう収容量なども計算できるわけでございますので、そういう施設の設計をしていく上での不可欠なデータを明らかにさせていただきたいというふうに考えております。ボーリング調査の具体的な地点数は実際に現地踏査をしてみないとわからないわけでございますけれども、イメージとしては各調査候補地点ごとに少なくとも複数箇所は必要になるというふうに考えておりますし、またボーリング調査を私有地で行わせていただくというような場合には、当然のことながら地権者の方の同意を得てそういうボーリング調査を行うというふうなことになろうかというふうに思っております。

次の3つ目の升のところでございます。線量測定のところでございます。これにつきましては、工事をするわけでございますので、施設建設をする上での工事作業員の安全確保というのはまさにイの一番に図らなければなりません。そういうような工事計画を、あそこら辺はまさに放射線に汚染されている地域でございますから、そういう被曝をしないように安全に作業ができるような工事計画をつくっていく上での必要なデータ、この事前の線量把握をするとか、あるいは放射能防護の観点から安全な施設の設計や安全性評価ができるように、先ほどは覆土をするとかコンクリート覆うとかというふうなことありましたけれども、ではどこまで覆つたらしいのだとか、そういう施設の安全性の評価ができるような基礎的なデータをこれによって現地に行ってしっかりはからせていただきたいということでございます。

4つ目の升のところでございます。盛り土試験ということでございまして、これ当然工事をするに当たっては重機を運び込んで工事をさせていただきます。そうなりますと、どれくらいの重さの重機を運び込めるのかとか、そういうようなことをするために盛り土試験等を行わせていただきたいということでございます。

次の升が環境調査ということで、工事をするに当たって環境に与える影響を評価するための基礎的なデータということで、動植物の現況の把握とか、そういうようなものをさせていただきたいというふうに思っております。

次の最後の升、交通量調査・道路状況調査でございます。現段階でもちょっと約1,500万とかから2,800万立方メートルというふうに推定されます汚染土壌等あります。これは膨大な量になろうかと思います。それを円滑に中間貯蔵施設に搬入していくということ、渋滞とか起こしてはそれだけでも問題になりますですから、そういうたような円滑に搬入していくためにはどうしたらよいかということの、先ほど言いましたように円滑な運搬計画の作成と立案というふうなことは非常にこの施設を建設するというふうな事業と並んで重要な課題というふうに考えております。具体的には、搬入に使用する道路をどこにしたらよいのかでありますとか、では搬入するにしても既存道路の拡幅とかが必要なのか、新たに取りつけ道路みたいなものをつくる必要があるのかとか、あるいは中間貯蔵施設に附帯します受け入れ、分別施設の規模をどれだけのものに、1日の搬入量とかも制限されますから、したらしいのか等、そういうたようなことを詰めていく必要があります。そのためにも、道路状況でありますとか交通量の現況を把握いたしまして、それらを踏まえて搬入に当たってのその交通量のシミュレーションをするための基礎的なデータというものをしっかりと集めたいということでございます。

以上のような、述べましたようにこの現地調査をさせていただくことが中間貯蔵施設の大きさや構造を明らかにしていく上で不可欠なものになるというふうに考えております。今回、繰り返しになりますけれども、お願いをしておりますのは、あくまでも今回お示ししたのは中間貯蔵施設をつくる上での調査候補地を選定をして、そこでそのためにデータを集めるための調査をお願いしたいということでございまして、最終的に、では本当に施設を受け入れていいのかどうかというようなことにつきましては、まさにこういう事前調査等を踏まえましてこちらのほうで材料をそろえた上で、その段階でまた皆様方にお諮りをさせていただくというふうなことになるわけでございます。そういうたような材料をそろえる、議論をしたいための材料をそろえるためにもぜひともこういった現地踏査は必要というふうに考えておりまして、お願いしているということでございます。中間貯蔵施設、双葉郡だけではなくて福島県全体の除染を進める上でぜひとも必要な施設であるというふうに考えておるところでございますので、何とぞそういうた速やかに整備するためにま

ずはこの事前調査、調査候補地等への事前調査の受け入れをぜひともお願ひしたいというふうに考えているところでございます。

私の説明のほうは以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 1ページ。1ページの一番最後に、中間貯蔵開始30年以内に福島県外、これ法制化することありますけれども、一番最後の最終処分場県外のどこにするかと、これが決まらないで中間貯蔵を決めて、仮置き場を決めて、前が詰まった状態で後ろばかり決めたって、結局中間貯蔵が最終処分場にされて、それで仮置き場が中間貯蔵にされないということ、そういうされるのではないかという懸念があるね。これは、今の原子力政策、高レベル放射性廃棄物の最終処分場、これ決めないで40年たっているのだからね。だから、法制化するというのだったらば、こういう調査に入る前に30年後日本国のどこに持っていくと、それをまず決めてください。決めてから調査入ってください。前を決めないで後ろばかり決めてもだめ。これが1点。

もう一点は、このページでいうと6ページ。6ページの維持管理というところ、そこの維持管理の一番左に電離則に基づいたってあります。電離則というのは電離放射線防護規則でいいのかな、もしかすると。

〔「はい」と言う人あり〕

○4番（安藤正純君） であれば、その電離放射線防護規則というのは年間5ミリを超えると放射線管理区域になるのだよね。今の原発でいうと、防護服着て全面マスクで入って仕事するところなの。そういうところには当然女性とか子供とか一般人は戻れないから。だから、環境省はこういうこと、立派なことうたっているのであればきっちり、年間5ミリというのは1時間当たり0.57マイクロシーベルト、大体このくらいになればもう放射線管理区域だよと、それをちゃんと宣言してくださいよ。帰つていいではないからね、帰れないのだからねと。まして乳幼児とか妊婦さんは年間2ミリというマックスがあるから。そういうのをちゃんとわかって書い

ていると思うのだけれども、環境省ではその辺は責任持つて人が住める、住めない、覆土すれば大丈夫だではなくて、ちゃんと土壤のベクレルも4万ベクレルで20ミリシーベルトというのであれば、その辺もきっちり人が住める、住めないの判断もやってください。

この2点質問します。

○議長（宮本皓一君） 奥主審議官。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） まず、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

中間貯蔵開始後30年以内に最終処分を完了するというふうなことは、今までの細野大臣以下政府で述べさせていただいております。ただ、除染に伴つて出る土壤、廃棄物に関しましては、その濃度の高いもの、まさにおっしゃるように濃度の高いものも含まれまして、その量が膨大になります。ですから、その最終処分の方法については現時点では明らかにしがたいというふうに考えているところが正直なところでございます。今後除染の進捗状況や減容化技術の開発状況などを踏まえまして、ではどういったような形で県外に持ち出して最終処分をしていくのかということをある程度時間をかけて検討していくことが必要であると考えているところが正直なところでございます。

他方で、福島県内に市町村が仮置き場を設置いたしまして除染で進めていくためには、確かにおっしゃいますように今現場ではその仮置き場をつくるにしても、ではいつ本当に、3年後なら持ち出してくれるのかというようなことで、その仮置き場の設置がいろいろ難航しているというふうなケースもあるというふうに聞いておりますので、我がほうといたしましてもまさにそういった面からはぜひともその搬出時期を示すためにも中間貯蔵施設といったものを早急に整備させていただきたいというような状況が他方ではございます。そういうような状況を踏まえまして、政府といたしましてはそういう今すぐにどういう技術があるのかというふうなことにつきましては、技術が確定していないものございますから、なかなかどこでというふうなことは示すことは難しいわけでございます。今後それは検討させていただくというふうなことでございます。ただ、そうはいってもそう言いつ放しではあれ

でございますので、では政府として責任を持ってそういう制度的な担保をさせて、もう責任持ってとにかくやりますというようなことでまず福島復興再生基本方針で閣議決定をさせていただきましたし、さらにそれは閣議決定というのは行政部内だけでございますので、法制化して、立法院も含めてちゃんとやっていくというふうなことを明らかにしていくというふうなことで今頑張っているというふうなことでございます。そういういたようなことで、今その場所を示せというふうなことにつきまして、減容化技術の開発とか含めてとにかく最大限努力していくと。ただ、最大限努力という言葉だけではなくて、閣議決定をし、あるいは法制化もしていくというようなことで、政府の本気度といいますか、そういうことでご理解を願えればというようなことがあります1点目でございます。

2点目でございます。まず、住民の皆様方が帰れる、帰るというようなことにつきましては、これは中間貯蔵施設の建設とか、そういうこととは関係なく、まさに今環境省が中心となりまして除染活動を進めているということでございます。もちろん除染だけではなくて、当然除染しただけでは、インフラ整備でありますとか、なかなかそういういたようなこともありますから、さあ、除染が終わったから、帰還できますよということでないのは十分承知しておりますし、そのためにも復興庁がそういうインフラ整備とかも含めまして全体どうやっていくかというようなことを今取りまとめているところでございます。ですから、環境省といたしまして、まずは除染、ここで言いました基本方針、除染のロードマップで言いましたように50から20につきましてはとにかく20以下に下げていく、20以下のもの、20ミリシーベルトですね、それ以下のものにつきましては長期的にはとにかく年間1ミリシーベルトを目指して除染といいますか、除染等の活動を進めていくというようなことで、そういう方針で今進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 私は、技術とか方法とか、減容化とか、そんなこと聞いているのではなくて、今何かやる気、本気って言ったけれども、政府が信用できるのであればこんなこと一々聞かなくていいの。政府が信用できないから、今まで40年間原発を運転してきて、高レベル放射性廃棄物の最終処分場も決めないうちにこう

いう事故だ。そういうふうに東洋町で大騒ぎあつたけれども、日本国どこでもこんなの嫌なの。幾ら減容化して容積をちっちゃくしたって、要らないものは要らないの。だから、私が聞いているのは、30年後法制化するという、法制化して30年後県外に持っていくって言うけれども、県外のどこに持っていくかということ決まつたのですかということで、決まらないうちなぜスタートするのって。前が詰まっている段階で何で後ろから押してやるのって。幾ら仮置き場は決まつたって、仮置き場が30年置かれるかわからないのだよ。中間貯蔵が最終処分場にされるかわからないのだよ。あなた方今やっているやり方は。そういうことを国が今度は本気だ、では今まで本気でなかつたのかと、そういうことになつてしまふのだ、あなたの答弁では。その辺真面目に答えてください。ちゃんと日本の国のどこに持っていくのだか。候補地は何点か挙がつているのだからどうか。そういうふうなことをちゃんと法制化しないと。その法制化が先だ。その法制化ができないうち調査させろなんていうのは、そんなの話のほか。

あともう一点。私は、帰る、帰らないの今話したけれども、その除染というのは例えば文科省とかいろいろ計算方式があつて、随分ずるい計算方式引用しているなというふうにも私は考えているのだけれども、関係法律つてあるよね。今まで原子力発電所はどういう法律で運転してきたか。そういう法律を環境省はわかっているのだから、もう頭いい人たちの集団なのだから、そういう法律ではどうなつてゐるかということをわかつていて上で除染やつてもらいたいの。だから、1ミリを目指すって言うけれども、だからとことん1ミリにならなければ、では国民帰つてもらうわけにいかないとはつきり言えるか、では。今ここで。多分言えないと思う。適當なところで帰つてもらいたいというのがおたくらの本音だろう。そんなことでは困るの。法律でこうなつてゐるということをちゃんと、国の役人なのだから、そういうことをきっちり言ってくれということを、俺今言つたのはそこなの。

この2点もう一回やって。

○議長（宮本皓一君） 奥主官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） お答えをさせていただきます。

第1点のところでございます。議員のご質問は、まさに最終処分場がどこかとい

うふうなことがないと一貫的に仮置き場から中間貯蔵施設で、さらに中間貯蔵施設が最終処分場というふうなこのサイクルといいますか、一連の流れが完結しなくて、結果として中間貯蔵施設にずっと置くということがあるのではないというふうなご懸念かと思います。ただ、それにつきましては、当然30年以内に県外で処分をすると、最終処分を完了させるというふうなことで、そういう方針でいると、ただどういったような除染とか減容技術があるのかと、繰り返しになって申しわけございませんけれども、今の段階でこういう減容化技術とかがそういう確立していない中におきまして、ではどこに持つていったらしいのかというようなこともなかなか現時点では具体的にどこかというふうなことは私今の段階ではお答えしにくいということです。当然のことながら、今後中間貯蔵施設等整備を進めていく上で当然その流れの中で最終処分場をどこにするのかというようなことをいろんな検討していくかねばならないということでございます。そういったようなことを明らかにしていく、とにかく担保していくという意味で、繰り返しになってしまいますが、今の段階ではとにかく閣議決定をさせていただきますし、その法制化もちょっと検討させていただきたいというふうに、法制化もさせていただくというようなことで、ちょっとと言葉、今まで本気ではなかったのかというようなことにつきましてはちょっと私の言葉が滑ったというようなことで申しわけございませんけれども、政府としてはそういうことでしっかりやらせていただきたいということでございます。

第2点目の除染、帰還のところでございます。その点につきましては、環境省として、繰り返しになってしまいますけれども、除染を進めていくと。当然その中におきまして一定レベル、当然除染の空間線量率の問題だけではなくて、インフラ整備とか、そういったようなもろもろの要素とかがあろうかと思いますけれども、そういった中におきまして状況の中で帰還をお願いさせていただきたいと、帰還を地元の方に判断していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 堂々めぐりになりそうだから、どこまでも多分答えられないと思うのだよね。だから、イエスかノーかでも結構ですから、トイレなきマンションの再現ですかということで、あとイエスかノーで答えてもらえばいいです。

あとこの除染のほう、環境省がやる除染。これから多分双葉郡に入って除染するのだと思うのだけれども、今まで原子力発電所構内とか、そういうところで用いていた法律ありますよね、そういう法律は何だったのかと言われないようにちゃんとそれを引用しながら、やはり作業員もタイベック着ながら、低線量被曝しないような形で作業してもらうし、またあとは例えば一時帰宅とか自分の家がもう出入り自由になったと、そういう人たちも被曝しないようにちゃんと線量高いところはここは高いから、こういうような服装してくださいとか、そういうことは環境省が指導しながらみっちりやってください。

そのイエスかノーかのことは答えてくださいよ。

○議長（宮本皓一君） 奥主官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） 1点目のトイレなきマンションという例でございます。

まさにそういうことにならないようにしたいというふうに思っています。

○4番（安藤正純君） 3回言ったから、いいです。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

9番、黒沢英男君。

○ 9番（黒沢英男君） 問題は、富岡町は一律賠償、全損扱いが決定、決まらなければ再編問題とか中間処理場問題には審議には応じないということは町長再三明言しているのですが、どういう経緯で今回……この説明のみのあれなのでですか。それとも、お願いしたいということは、この調査をお願いしたいということを先ほど申しましたですよね。まだそこまで行ける段階では富岡町はないのですよね。どういう経緯で私もこれ今回説明に来るかという。説明だけなら話は聞いておきましょうというだけのあれで話は聞いていたのですが、この調査をさせてください、調査をお願いしたいという、そういうお願いにまだ入れない段階なのですよ、富岡町は。これわかっていて来られたのかどうか。もっと先に他町村をやるべきであったのではないかなど私思うのですが、その辺ちょっとお伺いしたいと。

○議長（宮本皓一君） 奥主官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） お答えさせていただきます。

経緯につきましては失礼申し上げました。8月19日の8プラス1プラス1の会議におきまして、細野大臣のほうから福島県及び双葉8町村の方が事前調査の受け入れをお願いしたいというふうなことをお願いしました。それを受けまして、佐藤知事がその要請につきましては一旦県で預からせていただいて双葉8町村と相談をして回答したいというふうなことで、まず8月19日は終わったわけでございます。その後、ではその後の議論をどう進めていくのかというふうなことで、先ほど県のほうと双葉8町村のほうで協議を持たれたようでございまして、そこにおいて、説明はそれぞれ各町ごとに事情が違うであろうから、国のほうで個別に県及びその双葉8町村の町、村のほうに説明に回ってほしいというふうなことの要請を受けたわけでございます。そういうことを受けて、今ずっと各町村順番に回らせていただいているということでございます。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 再三私が言っているように、まだ富岡町は一律賠償、これ15日国会のほうに請願とか要望に行ったときにどういう話になるかわかりませんが、前の細野環境大臣にもこの件は町長からも我々議会からもお願いしたのですがこれが決まらないことには前に進めないということはもう申し上げとおりなのですよね。本来は今回のこの審議なんていうことはできないわけなのですよね。だから、あえて、説明だけということであったので、聞きましたけど、調査に入らさせていただきたいというのは、これはまだ納得はできません。今の段階ではできなくて。

以上で終わります。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 中間貯蔵施設、富岡町入っていませんから、ああだこうだは言うものではないと思うのですが、二、三点お聞きします。

毎回私言っているのですけれども、このイメージ図で言って申しわけないので、資料2の下の図の2以下はこれ被覆30センチやれば99%、覆土を30センチやれば99%放射能出てくるのが防げるということなのですが、これは中間貯蔵施設のイメージ図ですよね。仮置き場も同じだと思うのです。あなた方は、仮置き場も同じ

く説明しているのですね。ただ、仮置き場に関して、仮置きに関して覆土しているところないですね。トンバックに入れた土で覆土したりしていますね。これ後で動かす方法を考えているのだと思いますが、それであればそのようにきちっと説明していただきたいのです。これは、中間貯蔵施設はきちっとこの覆土するのですか。その辺1点と、あとトンバックで覆土した場合に99%防げるのかどうか。トンバックは、多分1メートル大きさありますよね。どのくらい防げるのか。

あと1点は、資料3のグラフなんか見ると中間貯蔵施設の中心ではまずすばらしい数字、放射線量はもうすばらしい数字出てきて、外に行けば行くほど外部の被害を受けて上がっていく、そういうイメージ図になっていますが、確かにデータではそういうデータは出るかと思います。だけれども、中間貯蔵施設があるというイメージではすごくマイナスなのです。あなたらそういうことを一つも考えていないでしょう。数字でばかり物言つて。環境整備をきちっとしてすばらしいものにする、研究施設つくる、何つくるって立派なこと言っていますが。その辺があなたらの全てごまかしなのです。

あと選定の理由。選定の理由が、実際地下水が低いか、高いか、調査していないのに本来はわからないはずなのですよね。東京電力のデータをいただいたりして、あなたらは大体あの辺の地形のデータを持っているはずなのです。そういう意味で、どこの部分にも水位が低いということは出てくるのだと思うのですが。私一番納得いかないのは、交通の面が最適だと、大量に出る場所に国道6号線があり、288があり、常磐道があり、交通ルートで考えたら最高の場所だということを言っているのですよね。日本全国で一番交通の便悪いのはこの双葉郡なのですよ。わかります。一番交通の便いいのは東京都なのです。ただ、双葉郡の大熊町が一番強い場所であって、20キロ圏内から一番近いというだけで、あなたらは理屈ついているだけなのです。そうでしょう。交通の便利さなんかは一番悪いのですから、ここはね。その辺よく頭に入れておいてください。こういうとつつけたような言い回しばっかりしないで。選定の理由として。

あとは4番委員さんが言ったように、最終処分場、閣議決定するとか法制化するって言っても、法律なんてはそのときの与党で改正できるのですから、幾らでも。

改正できない法律なんかないのでですから。与党が一丸となれば賛成多数で改正できるのです。そんなのは幾ら言っても説得力がないのです。今この双葉地方に来てそんなこと言ったら全然説得力ないですよ。もう少し説得力のある話、4番委員が言ったように最終処分場はどこどこにつくりますと。今中間貯蔵している施設ですらそういう言い回しして大熊とか楢葉につくると言っているでしょう。それを何で県外まで持っていくの。誰だって持つていかないです、こんなのは。ばかでもわかりますよ、そんなことは。そういうことをきっとあなたは言わないから、いつまでたっても決まらないのです。

あとは選定のあれで12カ所を選定しましたね、これ。何で大熊にこれだけ集中していて1カ所楢葉に飛ぶのですか。間に入った富岡町はどうなるのですか、これ。おかしく思わないですか。1カ所集中するのなら集中、大熊っては言えませんが、富岡なら集中するのなら集中、大熊、双葉に集中するのなら集中、何で楢葉に飛ばなくてはならないの。それがあなたは、国はこうやって散らばせておいて富岡町の人帰れと言ったって帰れるはずないでしょう。そういうことから考えてみると、皆さんらはどう考えているのですか。その楢葉の飛んだ理由もお聞かせくださいね。

○議長（宮本皓一君）では、奥主官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君）まず、中間貯蔵施設、30センチ等で覆土するのかどうかということでございます。

ここはどの厚さで覆土するのかということにつきましては、まさにこれから調査をして、どこまでの厚さにするのかというのはこちらのほうで案をつくって恐らく皆さん方に案を示してやる、協議させていただくということになるかと思います。ただ、その段階におきましては、まさに幾ら盛ったからといってゼロになるということはありませんものですから、大体……

○11番（渡辺三男君）いや、そういうこと聞いているのではなくて、きっちと土で覆土するのですかと。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君）それは、覆土……

○11番（渡辺三男君）その図のように。というのは、仮置き場で図で示して説明してるようにやってないのですよ。

[「ちょっと補足で説明させてください」と言う
人あり]

○議長（宮本皓一君）　　はい。松永……

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（松永暁道君）　実際にモデル事業の実施の際には覆土30センチするということで夜の森地区の皆さんにご説明させていただきました。実際のところは、覆土30センチではなくて大型土のうに入れた土で遮蔽しているわけです。というのも、30センチではなくて大型土のうは1メートルなので、30センチで98%をカットするということですので、1メートルの大型土のうを使っていますので、それ以上の放射線はカットしています。なので、ご説明した内容を下回るような内容のものを施工しているわけではなくて、それ以上のもので施工していますので、その辺はご心配なさらずにいただきたいというふうに思います。

○11番（渡辺三男君）　その今の問題、もう一回質問しますか。最初に全部答弁してくれますか。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（松永暁道君）　一応除染の仮置き場に関しては以上になります。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君）　次に、中間貯蔵施設につきましては、これはちゃんと覆土をすると、どのくらいなすかどうか含めましてちゃんと覆土をします、ということはまず申し述べたいと思います。

次に、楢葉町、飛んだということについてでございます。これにつきましては、こちらのほうでまさにそういう汚染土壌とかが大量に発生するというようなことで、大熊あるいは双葉町、大熊町、双葉町といったようなことはまずその候補地に挙がったのは事実でございます。それを中で、では検討をしていく過程におきまして、より詳細な検討を重ねていきました。こちらとしても、これは国からの都合だというふうにお叱りを受けることは重々覚悟しておりますけれども、できる限り早く中間貯蔵施設等を整備できないかというふうなことでございます。除染作業を迅速に、とにかく少しでも早く進めるために中間貯蔵施設の早期の設置が必要であるというふうなことでございます。ただ、大熊、双葉の調査候補地というのは非常に

高線量地域でございます。そういう地域だけでは搬入予定の除染に伴います土壌や廃棄物のその貯蔵、撤去、そういうようなことが困難である可能性が出てきたということと、できる限り分散できないかと、設置自治体の負担の軽減を図るというようなことで、1カ所に集中することによって搬入車両による交通渋滞とかがまた起ころのではないかというふうなこと等から、比較的線量の低い町を含めて検討いたしまして、今回候補地として檜葉町のところをお示しさせていただいたということでございます。

○11番（渡辺三男君） 選定の理由。全ての。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） ①から⑫まで。

○11番（渡辺三男君） 交通の問題とかを大きく挙げていますよね。ここ双葉町、一番交通の便は日本で一番悪いと思ってるのであります。それが何で交通の便がいいのですか。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） まず、福島県内から発生いたしますその汚染除去土壌、それなりに限定するわけでございますけれども、まず福島県の中で貯蔵といいますか、それをさせていただきたいということがまずございます。そういう中におきまして、放射能によって汚染された土壌等をどこに運び込んだらいいのかと。一番量の多いところあるいは高いところ等に集中的に管理していくというようなことが一番適切ではなかろうかというようなことで、まずそこがございました。そういう中において、運び込むにしても、ではどこかというようなことで、国道6号でありますとか常磐道の近いようなところで双葉、大熊を、さらにそれだけではなくて線量の低いところも今後整備を進めていく上で必要だろうということで檜葉を選定させていただいたということでございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） フレコンバックに入れてやると1メートルになりますから、ずっと被覆が多くなるという話ですが、土だとすき間全然なくできるのです。フレコンバックだと、フレコンバックの間必ずすき間できるのですよね。これ完全密封になんか、土でかぶせたみたいに完全密封なんかできないですから。ただ、仮置き場だから、今試験除染の仮置き場だから、あと動かしやすくしているのわかるので

す。何でそれならそのようにそういう説明しないのですかって、最初から、国の言うことは信用できないというのはその辺に来るので。そうでしょう。では、30センチ被覆したデータと、フレコンバックに入れて1週間に1回とか10日に1回とか1カ月に1回ずつ調査しているのでしょうか、そのデータ出してください。

あとは今の選定理由からすると、まさにごもっともだと思うのです。一番多い場所に中間貯蔵施設つくって入れれば手間暇もかからない。まさにそのとおりだと思います、私も。そうすると、30年後にはそういう考え方変わるのでですか。ここに置いたら、ずっとそこで管理していくけば入れたものの放射能はなくなってしまうわけでしょう、最終的には。それを何で県外に持っていく理由づけできるのですか。そうでしょう。だから、国の言うことは信用できなくなるのです。一貫性がないのです、あなたの言っていることは。中間貯蔵は便利がいいところに、いろんな部分で便利いいところにここに置きますよ、それで30年後に県外に持っていくますよ、先ほど4番委員さんが言ったようにトイレなき原発と同じで、今さえよければいいという考えになってしまふ。

あとは12カ所ですか、みんなで12カ所選定した中で、強いところにだけ設置したのではいろいろ問題出る部分もあるから、低いところも選定の理由にして分散型にしているのです。12個のうちの1カ所だけで分散という言葉使えるのですか。使えますか。3個か5個をこっちに持ってきて、楓葉のほうに持ってきていたら、それは分散というのも理解できます。12のうちの1個だけ散らして、どんな政治力働いたのだと何だかわからないけれども、持ってきて、それで分散って言えるのですか。あなたたちの能力のいいところで分散って言うのですか、これで。

もう一回質問します。

○議長（宮本皓一君）　松永さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課（松永暁道君）　まず、仮置き場の件で先にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、モデル事業の際には覆土で、30センチの覆土で遮蔽しますというふうに説明させていただきました。このころは、まだ環境省としても再生事務所もできておらず、除染推進チームという形で内閣府と共同でモデル事業をやらさ

せてもらっていたのですが、実際的には覆土で遮蔽の効果はあるのですけれども、そのところだけを取り上げてご説明させてもらっていて、その後仮置き場から中間貯蔵施設に持っていくときの可搬性のこととか何も考えずにご説明させていただいたところです。そこは本当に申しわけないというふうに思っています。実際のその今行っている大型土のうに土を詰めて遮蔽している場所に関しては、大型土のうと大型土のう完全に密着していますので、実際に遮蔽効果というのは非常に30センチの土よりも高いというふうに考えられます。実際に土で遮蔽しているところと大型土のうで遮蔽しているところのそのもともとの線量が違うので、なかなか同じ場所で比較化できないので、実際データをお見せしたとしてもその有効性というのはわからないのかもしれませんのですけれども、今後はほかの地域で行われている本格除染に関しましては大型土のうでの遮蔽を基本的な構造としております。その形で全双葉郡の住民の方にご説明させていただいておりますので、富岡町に関しても9月の頭に行われた説明会の中では大型土のうで遮蔽しますということで資料もお渡ししておりますので、その形で進めていきたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君）　　はい、どうぞ。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君）　あとその分散、楢葉町の分散は分散というのかというふうなことでございます。

済みません、言葉として分けるという意味で使ったのでございますけれども、できる限り負担を1カ所に集中させないというような意味で別の場所につくったということで私ちょっと分散という言葉使わせていただいたのでございます。それを分散と本当に言えるのかどうかということにつきましては、言葉のあれが悪いのであればあれですけれども、とにかく負担を分けるといいますか、ということで楢葉町のほうにもつくらせていただいたということでございます。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　あなたら苦しい言いわけばかりしているから、前に進まないのです。言っていることはわからないわけではないのですけれども、楢葉に1カ所なんては考えられないのです、富岡の人間としては。双葉につくって大熊につくって、富岡につくって楢葉につくって、それであれば分散もわかるのですが、で

は間に挟まった富岡町のことをあなたたら考えましたか。富岡町の町民のことをひとときでも考えたときありますか。こういう案持ってくる前に。考えました。

○議長（宮本皓一君） 奥主審議官。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） この調査候補地点の選定におきましては、できる限り中間貯蔵、搬入をしていくというふうなこと、搬入を円滑にできる限り早く整理をさせていただいて中間貯蔵施設に土壌を搬入できるような仕組みをつくりたいというのがまず最初にあったのは事実でございます。ただ、そういう場合に安全性の確保でありますとか、そういったようなところをどうやって考えていくのかというようなふうなことを考慮しながら、今①から⑫までの地点を選定させていただいたところでございます。

そういうふうなことから、こういう間に挟まれたことに対しまして富岡町の皆さん方にどのような影響を与えたかと、今後つくることによってどういうような影響を与えるのかというようなことにつきましては、その施設をつくる上で、では双葉町全体としてどういう中間貯蔵施設、双葉町の中でもいろいろありますから、そういう中間貯蔵施設がどう位置づけられて双葉郡の、あるいは復興なりなんなりの中はどう位置づけられて、あるいは何かマイナスの面があるのであればそれをどうリカバリーしていくことが必要なのかどうかというようなにつきましては、いろいろそれは検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。

最後になりますけれども、環境省は環境省らしく3.11以前の放射能に取り組んできた数字、4番さんも言いましたが、そういうことをきちんと表に出してもらわないと。国に丸められて、20ミリまで体に影響ありませんよ、20ミリまで影響なくたって20ミリずつ年間被曝していったら、出していく数字もあろうかと思いますが、10年で200になるのです。そんなに20ずつは積み重ならないと思いますが。放射能防護管理の法律でいけば、先ほど言っていましたが、0.57、そういう数字をきちんと踏まえてあなたがきちんとした数字を言わないから、国は勝手な引用ばかりして言いたいこと言っているのです。あなたも我々の地区に本当に帰れると思いま

すか。本当に帰れると思いますか。自分が土地いただいたら、あの地区に子供連れていって優雅に暮らしたいと思いますか。3人で答えてみてください。帰れると思うか。そういうものをいただいたら、そこに子供、孫連れて帰って生活するか。答えてください。

○議長（宮本皓一君） 奥主審議官。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） 非常に正直なところ難しい質問でございます。

ただ、私どもといたしましては……

○11番（渡辺三男君） 難しくないでしょう。あなたら一番数字知っているだろう。何難しいの。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） 私どもといたしましては、できる限り除染あるいはインフラ整備等進めまして……

○11番（渡辺三男君） そういうことではなくて、あの数字で帰れるかと言っているの。国が言っている数字で。あなただったら帰るかって聞いているの。それだけでいい。帰るか、帰らないかだけで。国が言っている数字で。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） もちろん国といたしましては一つの目安としてこういう基準を示していただいて、そこで基準を示しまして、これであれば帰っていただきなり、基準では帰っていたけるような基準ではなかろうかというようなことで、ただそれだけで決まるものではありません。当然インフラ整備とかありますから。そういったようなことで、できる限りのことはしていきたいというふうに思っているところでございます。

○11番（渡辺三男君） そういうこと質問しているのではないのです。国の基準であなたが家族を連れて帰って住む気になるかって聞いているの。なるか、ならないかだけでいいよ。これだけで。俺は進んで帰って住むのなら住むでいいし。うそでもいいから、言ってみたら。自分の身に置きかえてやっぱり物事を考えてもらわないと。

○環境省大臣官房審議官（奥主善美君） はい。

○議長（宮本皓一君） なかなか難しい質問だと思いますので、それは11番さん、

ご容赦いただきたいと思います。

○11番（渡辺三男君）　言えないのではあればしようがない。

○議長（宮本皓一君）　そのほかありませんか。

[「なし。終わるべ」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君）　なければ質疑を終了いたします。

これで中間貯蔵施設についてを終了いたします。

奥主環境省大臣官房審議官初め、環境省の皆さんには富岡町議会について説明は受けましたが、これで了解したわけではありませんので、その辺もご了承いただきたいと思います。執行部の皆さん、環境省の皆さんにはここで退席をお願いいたします。大変お疲れさまでした。

暫時休議いたします。

休　議　　(午後　2時28分)

再　開　　(午後　2時35分)

○議長（宮本皓一君）　再開いたします。

次に、付議事件2、双葉地方広域市町村圏組合における検討事項について、(1)、南部衛生センターの焼却灰の仮置きについての件を議題といたします。

事務局長に説明させます。

事務局長。

○事務局長（角　政實君）　お疲れさまでございます。もう少し時間いただきたいと思います。

去る9月の10日付でございますが、議員の皆様のお手元にお届けさせていただきました資料をごらんいただきたいと思いますが、双葉地方広域市町村圏組合議会議長より各町村議会において検討していただきたい旨の依頼がありました件でございます。

内容でございますが、南部衛生センターの焼却灰の仮置きについてであります。南部衛生センターの焼却場で一時保管している焼却灰が年内には満杯になるため、大熊町にある最終処分場に一時仮置きしたい旨の内容でございます。本件につきま

しては、来る10月22日の開催予定の双葉地方広域市町村圏組合議会全員協議会の場に各町村議会の考え方を持ち寄り、再度協議してまいりたいという内容でございますので、本日急なことでございますが、協議いただきたくお集まりいただいた次第でございます。

詳しく内容を申し上げますと、皆様お手元資料をごらんいただきたいと思います。
②の1枚をめくっていただきますと……議長、これ私読ませて、朗読させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　　はい。

○事務局長（角　政實君）　まず、南部衛生センターの焼却灰の仮置きについてでございます。

8月31日、双葉地方広域市町村圏組合議会全員協議会時の概要でございます。種類が焼却灰及び飛灰でございます。

保管状況でございますが、7月末現在で焼却灰が155トン、1トンのフレキシブルコンテナ700キログラム入りが350体、飛灰については57トン、不燃ごみから出る残渣139トンでございます。

保管方法でございますが、南部衛生センターの仮置き場所については、ストックヤードの片屋根がついたところにフレキシブルコンテナに入れ、シートをかけて保管。屋根がついていない保管場所もあるので、万が一クリーンセンターに保管ができないということであれば、現在新たなフレキシブルコンテナを利用し計画しており、耐久性が10年ほどで、現在のフレキシブルコンテナより一回り大きいフレキシブルコンテナに入れ、キャップをして雨水等が流入しないよう保管は可能。

埋め立て基準でございますが、飛灰、主灰含めて通常埋め立てできるのが8,000ベクレルパーキログラムでございます。

経過でございます。当組合として計画している部分については、8,000ベクレルパーキログラム以下の通常最終処分できるレベルの主灰及び不燃残渣を想定し、現在まで大熊町、大熊町議会、地元行政区に対し説明。その中で高線量地域ということで、低いレベルのものであっても高い地域に搬入されれば今後支障を来すのではないかと質問、意見がありました。遮蔽等ができるのか、搬入に際しての労働環境

線量を除去するためにその場を除染できるのか、そういった問題の提起があり、現在環境省にその辺を協議しているところです。また、「クリーンセンターふたば」は現状として通電されていないので、本来の埋め立て処分場として活用できないため、一時仮置きを行い、雨水・焼却灰の流出防止策を講じながら実施したい旨説明をしている。

搬出先でございます。焼却灰の線量を確認し、電気等が復旧し本来の業務ができるような状況を確認した際には、その処分について協議し決定したい。

全協での意見ということで何点か届いておりますので、朗読させていただきます。

(1) でございます。一般の8,000ベクレルパーキログラム以下なので、いずれ大熊町から搬出できるということですが、大熊町議会のほうからはその際搬入される町村側の住民感情として受け入れ可能なのかどうかということと、ご存じのようにクリーンセンター付近は環境省の言う中間貯蔵施設の候補地の一つになっている。

次のページをおめくりください。(2) でございます。広域の問題として受けとめるのであれば、大熊町だけではなくて各町村で場所を1カ所ずつ出すとか、そういう結果にはならないのか。中間貯蔵施設の調査場所に置けない分を持っていくのではなくて、8町村あるわけだから、分担して同じくらいの場所を用意すれば大熊だけの町民感情とかではなくて双葉郡全域で考えるという方向にならないのかなと今の話を聞いて思ったが、どうか。

(3)、広域の問題なので、双葉郡全域で考えなければならないということで、受け入れる前提としてそこが最終処分ではなく借り受けという考え方で置く場所を考えるのか、また処分場となるとある程度の時間が必要なので、提案される町村が仮にあったとすれば、仮置きであれば素直に受け入れられるのかなと。また、最終処分に関しては時間がかかるので、時間をかけてこの中で議論していくべきかなと。

(4) でございます。8,000ベクレルパーキログラム以下のものをクリーンセンターに搬入する。汚染度が強くなる可能性が大。搬入の人の被曝とか考えた上で、それは無理ではないか。やるべきではないのではないか。最終的には8,000ベクレル以下は一般的の最終処分場にも埋められるので、線量の低いところに確保しておく

のが一番かなと。本来であれば国がきちんと最終処分場を決めれば、その近くに確保しておくのが一番よいのかなと思うが、現状は決まってないので、低いところに選定するべき。

(5) でございます。実際限定されるべきものではないと思うが、全員協議会という形で共有するということで、被曝の問題もあるので、むやみに動かすのはどうかと思うが、敷地の問題が出てくる。今現在置かれている場所の確保が難しいのではないか。置き切れないのであれば他の場所を模索するしかないが、むやみに動かすのはどうなのか。その辺を踏まえ考えないといけない。8,000ベクレルパーキログラム以下と説明あったが、中間貯蔵は10万ベクレルパーキログラム以上という話になっているが、その辺の問題も解決されていない。ただ、そこをこの段階でどのようにすればいいという結論は難しいと思う。ただ、今の敷地の確保。ほかに出すなら周辺の問題も考えなければならない。

以上でございます。協議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これよりご意見をいただきたいと思います。ありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） これ全体見る限り、双葉郡中に置くところないか、各町村で分担して置けないかという文言だけなのですけれども、8,000ベクレル以下で県内会津地方、県外仙台、仙台環境あたりでは受け入れ可能な8,000ベクレルだと思うのだ。そこら辺は協議した経緯があるのか。わからないな。だから、今言ったように8,000ベクレルであって、ほかの個人事業で会津地方にも会津ダストセンターというところでは受け入れ可能だと思うし、仙台であれば仙台環境センターが受け入れ可能かと思うし、またよそに、他県にあるかどうかが、これに係る費用は東電のほうに出してもらえたからもうというのもあると思うのだけれども、そこら辺細かく協議してもらったほうがいいと思います。

○議長（宮本皓一君） これについて。ただ、私たちの知っている範囲では、全員協議会の中で、ほか県内、県外を通じてこれを受け入れてくれるところがないという話を聞いています。そういうようなことでしたので。それ以上のことは、どこに

問い合わせてどういうふうな調べをしたのだけは、その辺はわからないのですが、そういう内容で私は説明を受けました。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） これ大体の内容きのうわかったから、自分なりにちょっと調べて今固有名詞出したのだけれども、取り扱いはこの会社では可能な状態なのですよね。あとはどういう話を持つていって、どういうふうに協力してもらえるか。大変だと思うのですが、ただ単に普通に打診したらば、放射能汚染物質だから、受け入れはしたくないっては言うと思いますけれども、受け入れ可能な許認可は、今言った会津ダストセンターにしても仙台環境にしても許可はとっているわけですから、よくこら辺は県なら県の出先とか国の出先とか、そっちにお願いして、そちらからもプッシュしてもらうとか何かすれば最低限度の、今せっぱ詰まっている部分の、相手が受け入れ可能な飛灰関係とかそれより低い残渣関係はできるのでないかって自分なりにきのう夕方調べながら思っていましたので。ただ、どういう手法でやるかは広域圏の理事者会とか、そういうところで協議してもらったほうがいいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私も広域に行ってていますので、この問題全協で出たときに8,000ベクレル以下であるのをわざわざ強い場所の大熊に持っていく必要ないでしょうと、職員の被曝の部分とかいろいろ考えた場合にやっぱりそれはベターではないよという質問をした経緯あるのですが、恐らく福島県全体で下水道の汚泥とかごみのそういう焼却灰とかはどこに行っても山積みになっていますよね。だから、当然国の許認可の中ではそういうものを入れられるようになっても、地域住民感情を考えた場合はどうしても入れられなくしているのかなと私思うのですよね。その辺環境衛生のほうで詳しく説明はなかったのですか。やっちゃん、環境衛生のほうで。

○8番（高野 泰君） 環境衛生のほうでは、今のところはもういっぱいであるから、これをどうしようかという話であって、まずその置き場のことに関してのことしか協議はないので、またその焼却灰ができるところが受け入れられないと、そう

いうところがあります、現に。焼却灰の。だから、会津ダストにも打診はしているらしいのだけれども、なかなかそこでもう許可出ていないという話はしている、いろいろ。

[「いわきも……」と言う人あり]

○8番（高野 泰君） そういう話はしている。

○議長（宮本皓一君） 暫時休議をしますので。

休 議 (午後 2時49分)

再 開 (午後 3時02分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

ただいまの休議の中でいろいろと問題が出ました。皆さんから提起していただきましたが、1つは第二原子力発電所内の廃棄物処分場にお願いできいかと。それから、第2案としては檜葉の埋め立て処分場、そこに置けないかと。それから、それでもなおかつだめだということであれば、10年ぐらいもつ、この今の倍もある大きさのコンテナの中に、フレキシブルコンテナに入れて保管するという方法で、富岡町はそういう意見だということでおろしいですね。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） それでは、広域圏組合議会全員協議会には当議会としてはそのような方法で報告することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、そのように報告することに決します。

次に、付議事件3、その他の件を議題といたします。議員の皆さんからありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） それでは、事務局からお願いします。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） それでは、まず1点目でございますが、町長のご挨拶の中にもありました、国への要望活動の件でございます。

皆様のお手元に資料をお届けさせていただきましたが、日程だけ。10月15日の月曜日と決定させていただいておりますので。集合場所、集合時間のほうについては、ここにはちょっと記入してございませんでしたが、集合時間が11時。午前11時。集合場所が東京駅丸の内南口。地図のほうをつけておきましたが、東京駅の南口から出ていただきますと、これまでの議員さんはおわかりだと思うのですが……

〔「わかんない、俺は。行ったことない」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） わからない、わからない。いわきは俺が引率するから。

○事務局長（角 政實君） はい、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「局長、いい」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） はい。

〔「いわき駅から上りさ行きは、6時と9時18分なんだよ」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） いや、違う。7時……

○事務局長（角 政實君） 一応その11時集合までに間に合う時間のほうちょっと調べさせていただきました。

いわき駅から、特急でございますが、7時35分に乗っていただきますと10時28分に上野に着きます。上野から山手線で東京駅まで行っていただいて、南口のほうから出ていただいてバスの待っているところまでおいでいただくと。南口から歩いて本当に……何分ですか。

○議長（宮本皓一君） 3分ぐらいでない。

○事務局長（角 政實君） 3分か4分ですね。

○議長（宮本皓一君） うん。

○事務局長（角 政實君） 地図のとおりでございます。

〔「はとバス出ているとこだったかな」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） ええ、はとバスが乗りおりするところの反対側になります。

○議長（宮本皓一君） 反対側ね。

それから。

○事務局長（角 政實君） それで、あと郡山駅からお乗りの方につきましては、9時7分のやまびこののですが、これですと東京駅10時38分に着く予定でございます。その電車に乗っていただければありがたいのかなというふうに考えています。

それで、旅費のほうなのですが、ちょっと急なもので伝票のほう切らせて……ちょっと間に合いません。とりあえず立てかえていただいて、後で精算させていただくという考え方でお願いしたいのですが。

[「お金ない人はどうすんの。お金ない人は」と
　　言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 貸し出しは事務局のほうでやるから。

[「それは、当日帰るということね」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） そうです。

[「このままね。解散という」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） はい。

○事務局長（角 政實君） それで、全員出席でよろしいでしょうか。

[「私は欠席します」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 局長、実はこの11時から大臣のところに行くというような話になるかもしれないのだ。11時。

○事務局長（角 政實君） そのときは、細かに皆さんに連絡を私するしかないとと思うのです。

○議長（宮本皓一君） そのときは、この7時35分でなくて、その前というと何時だっけ。

[「6時……」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） この前。7時35分の前。いわき。

○事務局長（角 政實君） 申し上げます。

[「6時15分だべ」と言う人あり]

○事務局長（角 政實君） 6時57分です。いわき6時57分発で、上野着が9時25分になっております。

○議長（宮本皓一君） 早い。

〔「これで行くのか」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） 6時57分ですと、済みません、9時59分です。

○議長（宮本皓一君） だろう。

○事務局長（角 政實君） はい、申しわけありません。段違いで見ていました。

○議長（宮本皓一君） 10時だ、10時。

〔「2時間だからさ」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 10時に着くのだ。

〔「郡山」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 郡山は同じ。

○事務局長（角 政實君） ええ。郡山は……

○議長（宮本皓一君） 郡山は、10時半に着くだから、間に合う。

○事務局長（角 政實君） 10時半ころ着くやつですと、8時52分か9時7分に乗っていただければ。

〔「いや、3時間もかかるないですよ、これ」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） いわき上野間ですから、いわき発が6時57分発ですと9時59分。

〔「7時35分は」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） 7時35分ですと、10時28分。

〔「3時間かかるの」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） ええ、これでいくと。

〔「ちなみに、電車によって途中とまるところとまんないのって」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 2時間半だ。今のやつだ。

○事務局長（角 政實君） そうですよね。6時57分に乗ると、9時59分だから、

2時間ですよ。3時間か、やっぱり。

○議長（宮本皓一君） 3時間。

○事務局長（角 政實君） 3時間ですね。

○議長（宮本皓一君） うん。

[「これ通勤特急……」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） はい。

[「そしたら、丸の内はそうすると10時半ごろに
なるんですか。今丸の内11時と言ってたけど
も、10時半ということ」と言う人あり]

○事務局長（角 政實君） ええ。とりあえず今のところはバス集合時間として11時
でお考えいただきたいと思います。

それで、まだちょっと微調整がありまして、もっと早くなるよということになれば議員の皆さんに私のほうで携帯電話で連絡させていただきます。ちょっとその方法しか今のところないものですから。

○議長（宮本皓一君） はい、よろしくお願ひします。

○事務局長（角 政實君） よろしくお願ひしたいと思います。

では、出席、参加できない方は三瓶一郎議員のみということでおよしいでしょうか。

[「俺は出ます。帰ってみねえとわかんねえから」と
言う人あり]

○事務局長（角 政實君） はい。

[「帰ってみないと予定わかんねえから、帰って
から連絡入れる」と言う人あり]

○事務局長（角 政實君） 連絡。今のところは、では出るということで。

○議長（宮本皓一君） うん、わかりました。

[「服装は。服装。背広でいい。スーツで、洋服
でなく」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 服装だな、服装。

〔「洋服で」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） 服装は、やっぱりおそろいの議会のユニフォーム着れば一番よろしいかと思いますけれども。

〔「持っていくのか」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） 背広でいいですか。

○議長（宮本皓一君） 背広でいいな。

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） せっかくおそろいのユニフォームつくったという経緯がありますので。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、次に進めてください。

○事務局長（角 政實君） では、スーツ。スーツで。

○議長（宮本皓一君） はい。

〔「スーツね」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） そのように。

〔「この電車が早まるということねえんだべ。あ
んの」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） 集合時間によって電車をちょっと1つ早く乗ってもらうとか。

○議長（宮本皓一君） そう。それがあるのだ。

〔「6時半とか二十何分の」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 6時57分か、今の通常だともう7時35分、いわき。7時35分発。それで、11時にもう1人目の大臣に会うよということになるかもしれないのだ。それで、11時からあるって、何か中で食事となるような、議員会館の中で食事となるような話もしていたから。

〔「何人と行き会う」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） 済みません、今いいご質問いただきました。済みません。

○議長（宮本皓一君） 総理大臣、ます。

○事務局長（角 政實君） はい。ちょっと総務課のほうから情報が入りまして、まずは内閣総理大臣でございます。2番目は文部科学大臣、田中大臣です。3番目、経済産業大臣、枝野大臣です。4番目が環境大臣、長浜大臣です。5番目が復興大臣の平野大臣でございます。あと民主党の輿石幹事長、細野政調会長、増子政調会長代行というような予定で組まれております。

[「これだけ回ったら大変だよ」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） いやいや、これで回る。

その次だ。この議題終わり。次、もう一つあるだろう。

局長。

○事務局長（角 政實君） 続いて申し上げます。

次は、11月2日、3日、杉戸町との交流についてでございます。これは、町のほうの企画のほうから一応依頼がありまして、毎年参加させていただいている産業祭に加えまして、今回杉戸町と国際交流を締結しておりますオーストラリアのバッセルトン市からお客様がお見えになると、その場にちょっと入っていただきたいというようなご連絡入ったそうでございます。これは、11月の2日、大体午後1時30分ころ郡山市の事務所のほうを出発しまして、向こうでは6時ころから一応懇親会と100名程度の懇親会と考えているみたいでございます。翌日は、3日の日でございますが、産業祭に参加しまして、お昼にセレモニーに参加ということを考えているそうでございます。帰りは午後の2時ころ杉戸町を出発してこちらのほうに戻りたいという考えで一応連絡ありましたので、お知らせ申し上げます。これについて一応出席のほうも確認しなければならないものですから、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

[「欠席」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 出欠より、何で郡山出発なのだ。いわきに12人もいるのに。その辺たまに少し変えてくれないと、いわきみんなこれから参加しないことになるからな。

[何事か言う人あり]

○11番（渡辺三男君） 議長もいわきなのだけれども、議長だから言えなくてているのだから。

○事務局長（角 政實君） 済みません、議員の、委員長のお言葉ちょっと受けまして、企画課長のほうにその旨申しておくということで。私、やりますと言えないものですから、今回。ちょっと申しわけありませんが、伝えさせていただきたいと思います。

○11番（渡辺三男君） 強く言ってください。いわきは参加しない方向で進んでいますので、何とか検討してくださいと。

○事務局長（角 政實君） では、今のところ実議員だけということで。

[「私も」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） ちなみに、バッセルトンという杉戸と姉妹都市結んでいるオーストラリアの町は、杉戸がこういうわけで俺らと友好都市結んでいる富岡町がこういうふうになったのだと言ったら、32万円ほど義援金いただいているので。

[「議長」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） はい。

[「今いいのかな」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） いいですよ。どうぞ。

○13番（三瓶一郎君） 杉戸町はいいとして、中国の海塩県、浙江省、結局今度の尖閣諸島に出た船は浙江省から出ているのだな。

[「じゃ、ますます深めなきゃなんねえな」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） そっちは。あと1点。はい、どうぞ。

局長。

○事務局長（角 政實君） 済みません、最後になります。さきに全員協議会でお知らせしております第8回サミットの件でございます。

一応参加については全員参加ということでよろしいでしょうか。11月の20日、21でございます。

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） では、実議員だけ欠席ということで。そのように報告。ちょっと至急報告しなければならないものですから。申しわけありません。

それと、お願いでございますが、さきにご連絡申し上げてありますが、ただいま安藤議員だけちょっと提出いただいているのですが、100字以内のコメント。

○議長（宮本皓一君） 忘れていたな。

○事務局長（角 政實君） 至急提出のほうをお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 用紙ないが。用紙。

○事務局長（角 政實君） 事務所のほうに。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 原子力サミットに参加するその自分の心意気でもいいし、そういうものについてコメント。それが全部大会当日の冊子の中に富岡町議会議員安藤正純君といってちゃんとこういうふうにコメント出てくるから、全部。名前入れて。だから、これだけは何でかんで出して。原子力に関するもの。原子力事故今度あったので、原子力発電は怖いものだから、もうつくらないほうがいいとか、そういうことでも何でも構わないから。

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） 議長、以上でございます。ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） 以上3点が今局長のほうから付議されました。これから日程等で皆さんよろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

そのほかありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 以上をもちまして本日の全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 3時19分)